

診療報酬加算について

当院では下記の施設基準に適合している旨の届出をしています。

○ 明細書発行体制等加算

領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。

発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお伝えください。

○ 一般名処方管理加算

政府は医療費を抑えるためにジェネリック医薬品の利用を推し進めています。

ただ、先発品およびジェネリック医薬品共に供給が不安定な状況が続いております。

そのため、ジェネリック医薬品があるお薬については商品名ではなく一般名（有効成分の名称）での処方（処方箋）とさせていただき、薬局で供給状況などを考慮して医薬商品名を決めていただくこととなります。

○ 医療 DX 推進体制整備加算

以下の医療 DX を通じて医療を提供できる体制に取り組んでいます。

- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を診察室等で閲覧または活用できる体制
- ・マイナ保険証を利用できる体制
- ・電子処方箋の発行する体制
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制

○ ベースアップ加算

ベースアップ評価料算定という医療現場で働く職員の賃上げを実現するための厚生労働省推奨の制度です。これにより患者様の診療費のご負担が上がる場合がありますが、ベースアップ評価料で得た診療報酬は職員の賃上げに充てられます。ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

○ 医療情報取得加算

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

○ 当院では、以下の診療報酬上の項目について、中国厚生局指導監査課事務所に届け出ております。

- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

○ 保険外負担に関する事項

当院では以下の項目について、その使用料、利用回数に応じた実費負担をお願いしています。

紙パンツ代 1 枚につき 300 円、紙パッド代 1 枚につき 200 円、切手代など

○ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金）をお支払いいただきます。

- ・「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

- ・先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合は、特別の料金は要りません。

- ・みなさまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくためには、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのために、医療上の必要がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることになりました。

これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。